

大和市告示第48号

大和市自主防犯活動団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市自主防犯活動団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市自主防犯活動団体補助金交付要綱（平成20年大和市告示第51号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 白黒塗装 車体の色が概ね上半分を白色、下半分を黒色とした塗装をいう。

別表青色防犯パトロール費補助金の項補助金の額の欄を次のように改める。

- | |
|---|
| <p>1 青色防犯パトロールに使用する青色回転灯を装備した車両1台につき30,000円とする。ただし、当該車両のうち白黒塗装を施したものについては、車両1台につき次に掲げる費用に2分の1を乗じて得た額を加えるものとし、80,000円を上限とする。</p> <p>(1) 自動車保険料（青色防犯パトロール車両購入費補助金に係る自動車賠償責任保険料を除く。）</p> <p>(2) 駐車場賃借料（賃貸借契約等を締結したものに限る。）</p> <p>2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとし、1補助事業者につき1年度当たり5台を限度とする。</p> |
|---|

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。